

川越茂・張群会談と綏遠事変

内 田 尚 孝

はじめに

1936年8月24日に発生した成都事件を、新たな対中国政策を推進する好機とみた日本政府は、9月5日、川越茂（中国大使）に国民政府との間で国交調整交渉を開始するよう訓令を発した。これ以降、12月3日に会談が打ち切られるまでの約3カ月間、川越茂と張群（外交部長）との間で都合8回、須磨弥吉郎（南京総領事）と張群あるいは高宗武（亜洲司長）との間で二十数回にわたって断続的に日中交渉が行われた。

本稿は、この日中交渉の後半、とくに10月8日に行われた川越茂・蔣介石（行政院長）会談から、成都事件・北海事件をめぐる交渉が妥結を見るに至るまでのおよそ2カ月間に焦点を絞り、その交渉過程を明らかにすることを課題とする⁽¹⁾。この期間は、関東軍による内蒙分離工作が綏遠事変という形で可視化し、日中関係が前年の「華北事変」期以上の危機的状況に置かれていた時期に重なる。華北・内モンゴル地域で急激に軍事的緊張が高まり、ついに軍事衝突にまで至るなか、南京ではいったいどのような日中交渉が行われていたのだろうか。

これまで、川越茂・張群会談というと、日中間の隔たりが顕わとなったその前半期に主要な関心が注がれ、後半期については深く検討されることがなかった。両者の主張が平行線をたどり、とくに進展もないまま、綏遠事変勃発によって交渉全体が行き詰まってしまったことがその要因であろう。しかし、この間も日中間の接触は続き、思惑の違いこそあれ、双方とも交渉決裂を望んでいなかったことは、もう少し注目されてもよいように思われる。

ところで、近年、台湾において『蔣中正總統檔案』や『閻錫山檔案』等一

『コミュニカール』4（2015）1-34

©2012 同志社大学グローバル・コミュニケーション学会

次史料の整理、公開が進み、さらにアメリカで『蒋介石日記』が一般公開されたことで、中華民国国民政府期の研究が急速に進展、深化し、新たな研究成果が続々と発表されている。本稿でも取り上げる綏遠抗戦は、新事実が明らかになってきたもっともホットな研究テーマの一つとってよいだろう⁽²⁾。中国にとって、綏遠での主たる対戦相手は蒙古軍であったが、内蒙分離工作を進める関東軍が深くコミットしていたことは公然の事実であったため、そこでの勝利は、初の抗日戦勝利に等しい位置づけがなされてきた。にもかかわらず、肝心の抗戦主体や作戦指導となると、実証性に乏しく、とくに大陸では、現地中国軍を率いていた傅作義（綏遠省政府主席兼第35軍長）と中国共産党との関係を明示あるいは暗示しつつ、傅の抗日意識や作戦指揮の評価に傾斜した研究にとどまってきた⁽³⁾。ところが、近年、先に紹介した史料を詳細に分析したうえで、「綏遠抗戦の主要な作戦についていえば、実際には中央軍はまったく直接参加していなかった。しかし、この抗戦は、初めから終わりまで蔣の主導のもとで行われたものであった」と、作戦指導面における蔣介石の主導的役割を積極的に評価する研究が発表されるようになっていく⁽⁴⁾。ただ、刻々と変化する綏遠情勢が南京における日中交渉にどのような影響を与えていたのかという点については、綏遠抗戦研究ほどのレベルで解明されてきたとは言い難い。

綏遠での軍事衝突は、川越茂・張群会談に大きな影響を及ぼし、蔣介石や川越茂は、国交断絶、全面戦争勃発という最悪の事態を考慮しさえしていた。しかし、そのような事態には至らなかった。他方、1937年7月7日に発生した盧溝橋事件は、日中間の全面戦争勃発を招くに至る。両者にはいったいどのような違いがあったのだろうか。日中両国が全面戦争に突入していくプロセスを解明するうえで、きわめて重要な課題といわなければならないだろう。

そこで本稿では、第4回以降4回にわたる川越茂・張群会談の分析を通して、当時の日中交渉の争点をあぶり出したうえで、綏遠情勢の変化が両会談にどのような影響を与えたのか、とくに中国側の政策調整過程に焦点を当てて明らかにしていきたい。また、中国側は、対日交渉を進める一方で、どのような姿勢で綏遠抗戦に臨んでいたのか、蔣介石と閻錫山（軍事委員会副委

員長兼太原綏靖公署主任)⁽⁵⁾、傅作義らとの間で交わされた電報を読み解きながら解明したい。そして、最後に、なぜ日中交渉が行き詰まりながらも綏遠事変は全面戦争化しなかったのか、その中国側要因を論じてみることにしよう。

1. 「防共問題」をめぐる攻防

10月8日に南京市中山門外の孔祥熙別邸で川越茂・蔣介石会談が行われたが、これに先立つ10月2日、日本政府は、四相会議で「川越大使蔣介石中間交渉ニ関スル方策」⁽⁶⁾を決定し、川越茂に訓令した。同「方策」は、対中国交渉問題を「国交調整問題」と「排日取締問題」に分け、さらに前者に「北支防共」と「一般防共」を含む「共同防共問題」、「北支問題」、「福岡上海間航空連絡問題」、「関税引下げ問題」の4項目を掲げている点に特徴を認めることができる。「防共問題」が9月15日に始まった日中間交渉の争点に浮上するのは、「国交調整問題」の冒頭に登場するようになった、この「方策」決定以降のことである。

張群から指示を受けた高宗武は、10月13日、須磨弥吉郎を往訪し、先の4項目に対して国民政府側の回答（元電）を伝えた⁽⁷⁾。

「防共は、北部辺境に限定する、すなわち以前に決めた線である。ただいかなることがあっても冀東、察綏問題はわが方の意見を受け入れていただく必要がある。さもなければ紛糾は取り除かれず、計画は実現しない。経済合作は、冀察両省を範囲とし、関係する隣接の省、例えば山西、山東、綏遠等の事項については、中央が随時命令し、地方当局が適宜処理する。ただ経済合作についていえば、冀東、察綏問題はやはり解決する必要がある。航空連絡協定に調印してもよいが、実施の前に、日本側は華北航空問題（いわゆる「北支自由飛行問題」）の解決を承諾、実践すべきである。関税については、すでに低減を諾しているが、密輸（いわゆる「冀東密貿易問題」）について日本側は自発的に処理すべきである。」

この会談で最大の争点となったのは、冒頭に取り上げられた「防共問題」で、

会談内容をより詳しく残している日本側記録によれば、席上、高は、次のように述べたという⁽⁸⁾。

「防共其ノモノニ絶対反対ノ向増加シ蒋介石モ実ハ政策ノ大転向ハ日本側カ上海、塘沽両協定ヲ解消スルコトヲ条件」としていた。しかし、9月23日開催の第3回会談で要求した「塘沽協定及上海停戦協定ノ取消」、「冀東政府ノ解消」、「北支自由飛行ノ停止」、「密輸停止及支那側取締ノ自由恢復」、「察東及綏遠北部ニ於ケル偽軍ノ解散」という「支那側五項目ニ付テハ須磨ヨリ申出ノ此ノ際ハ問題トセス日本側カ紳士協約的ニ聞キ置クコトニ改ムル」こととする。ただ「冀東政府ノ解消、綏東偽軍ノ解消丈ケハ日本側ニ於テ近ク自動的ニ実現スルコトヲ期待シテ」、「九月二十三日張群ヨリ言明ノ防共原則ヲ認ムルコトトシ地域ハ山海関、包頭ノ線以北トスル。」

塘沽停戦協定と上海停戦協定の撤廃は交渉条件から取り下げてもよいが、「冀東防共自治政府」の廃止と綏遠省東部地域の軍事的緊張を高めている傀儡蒙古軍の解消だけは譲れない一線であることを強調している点が注目される。この頃、蒋介石は「防共問題」について、「防共は、辺境〔辺区〕に限定し、地方問題とする」とともに、「傀儡冀東政權〔冀東偽組織〕の廃止は、防共実施開始時期とし」、「中国の領土と主権および行政の完全は、絶対に保持しなければならない」⁽⁹⁾と洩らしていたが、先の張群の回答は、この蔣の方針を十分踏まえたものであったといえる。

ここで議論されている「防共問題」は、いわゆる「北支防共問題」のことで、この時須磨弥吉郎は、別途「共產主義防止ノ一般的相互協定締結方ニ付委曲ヲ尽シテ力説」している。しかし、高宗武からは、政府内では「本件ニ付テモ数回論議」したが、「此ノ種協定（締）結發表スルコトハ今ノ処全然見込ナシ」⁽¹⁰⁾、という「北支防共」以上に厳しい返答しか得られなかった。

このような中国側の反応を受け、川越茂は、有田八郎（外務大臣）に対して、「我方六項目中防共問題ハ最重キヲ置ク点トシテ本使及須磨ニ於テ蒋介石、張公権、高宗武等ニ力説ヲ続ケ」つつあるが、「之ヲ固執スルニ於テハ全体ノ交渉ヲ頓挫セシムルノ惧アリ」⁽¹¹⁾との悲観の見方を伝えた。これに対して、有田は、「川越大使蒋介石間交渉ニ関スル方策」（往電第一八二号）は「四相会議ニ於テ数次考究ノ結果決定ヲ見タルモノニシテ此ノ意味ニ於テ

モ貴大使ト支那側最高当局トノ間二十二分ノ折衝アルコトヲ期待」しており、「蔣又ハ張ト貴大使トノ間二話合ヲ開始セラレ往電第一八二号我方提案ノ精神内容ヲ此ノ上共充分蔣、張ニ徹底」していただきたい⁽¹²⁾、との訓電を發した。有田は、中国側の反応如何に関わらず、差し当たり四相會議決定に則つて交渉に当たるよう川越に指示したのである。

三日後の10月16日、須磨弥吉郎は、高宗武と会談し、13日の高の發言内容について、「日本政府に電報で報告した後、東京の態度はかなり硬化」したことを伝えるとともに、「他人を交えず（張）群が川越と一度会談し、さらに須磨が高司長と引き続き会談したい」旨申し入れを行った⁽¹³⁾。

こうして10月19日に川越茂と張群の間で同席者なしの会談が持たれることとなった（第4回会談）。蔣介石との会談後、両者初めての顔合わせであり、ここから川越茂・張群会談は後半に入ったといつてよい。

会談に先立って張群は、「元電（13日電）の趣旨にもとづき、鈞意（蔣介石の考え）を適切に説明するつもりであるが、もし補充あるいは変更があれば訓令願いたい」⁽¹⁴⁾、と請訓した。これに対して、10月10日から浙江省杭州に逗留していた蔣介石は、「元電では上海・塘沽兩協定を提起していないが、本件は川越に提起すべきであり、早期に取り消しを実施するよう望む。その他は申し越しの通りに」⁽¹⁵⁾、と返電している。このやり取りから、「元電」に示された中国側回答は、対日外交政策を担う国民政府首脳が蔣介石を交えつつ検討し、策定されたものではあったが、塘沽停戦協定と上海停戦協定の撤廃に言及しない、あるいはこれを条件から外すことについては、蔣介石の同意を得たものではなかったことがうかがわれる。おそらく交渉決裂を極力避けようとした張群サイドの独自判断だったのである。

2. 平行線をたどる日中交渉－第4回・第5回・第6回会談

第4回会談は、午後3時から約3時間半に及ぶ長丁場となったが、とくに大きな進展は見られなかった。「一般防共問題」をめぐる、川越茂は、「川越大使蔣介石間交渉ニ関スル方策」にもとづいて説明し、受諾を求めた。しかし、張群は、「本件提案ハ元來交渉ノ途中ヨリ加ハリタルモノ」であり、「支那側トシテハ此ノ種協定ハ到底締結シ難シ」と述べるとともに、「北支防共

問題」についても、須磨弥吉郎・高宗武会談の際と同様、「本協定締結ノ条件トシテ冀東政府ノ解消及綏東偽軍ノ解散」を求めた⁽¹⁶⁾。また、日本側記録には、川越茂の主張に対して、張群が「塘沽協定ノ解消ヲ持出シタ」⁽¹⁷⁾とあり、張が蒋介石の訓令を踏まえて舌戦を繰り広げていたことが確認できる。

二日後の10月21日、川越茂と張群は再度2時間半にわたる差しの会談を行った（第5回会談）。席上、張群は、まず「一般防共問題」について、協定として発表することとなれば、「(一) 支那国民一般ニ疑惑ヲ生シ、「(二) 之ヲ利用シテ政府反対ノ策動ヲ為ス者出テ来ル惧」あるため、「今日到底之ヲ受諾シ難ク何レ日支間ノ空気好転シタル上更メテ相談スルコト」としたいと、中国側の国内事情を説明しつつ受諾拒否の姿勢を貫いた。次に「北支防共問題」については、「最近綏東方面ノ形勢逼迫セル旨種々情報アリ且冀察ニ於テモ日本側カ勝手ニ種々ノ工作ヲ進メ居ル模様ニテ国民政府トシテハ甚タ其ノ立場ニ窮シ延イテ今回ノ交渉ニモ面白カラサル影響ヲ与ヘツツアリ政府ノ立場上極メテ困難」であると説明したうえで、「日本側ノ希望スル共同委員会ノ設置ハ先ツ本件協定ノ実施区域ヲ定ムルニアラサレハ承諾シ難シ」⁽¹⁸⁾と回答した。第4回会談に比べると、高の説明はより丁寧なものになっていたが、現状では「防共問題」に関する日本側要求を受け入れることはできない考えを明確に伝えた。

翌10月22日、張群は、東京の許世英（駐日大使）に対し、有田八郎と会談して国民政府の「防共問題」に対する考えを伝えるよう訓電を発した⁽¹⁹⁾。中国側は、南京における交渉だけでは意思疎通に限界があると感じていた。前日の第5回会談で張群が言及していたように、「綏東方面ノ形勢逼迫セル旨種々情報」が南京にもたらされていたからである。

第5回会談の報告を受けた蒋介石は、閻錫山に対して、次のような電報を発している⁽²⁰⁾。

「本日の岳軍（張群）と川越の会談は前進がなく、情勢を観察すると、綏遠は敵が必ず得ようとしており、しかも綏遠攻撃時期は来月初旬を下らないと予想される。わが軍は、敵が準備を整える前に、優勢な兵力を平地

泉（集寧）付近から東へ積極攻勢させるとともに、有力な部隊を豊鎮から興和へ進軍させて傀儡軍〔匪偽〕の南北ルートの連絡を遮断し、迅速に傀儡蒙古軍〔匪軍〕を撲滅し、綏遠占領の企図を絶つのがよい。もし躊躇して決定せず、座して匪軍の勢力を増大させ、交通が完成すれば、われわれは受動的立場に立たされ、不利になってしまうだろう。ただし、匪軍を撃破した後、深追いをする必要はなく、綏遠・察哈爾の境界で止まるか、察哈爾の境界まで追撃した後、綏遠省内の元駐地に引きあげるのがよい。1週間以内に出撃し、機を逸することなく、さらに遅らせれば反対に攻撃されることとなるだろう。弟（蔣介石）は、明日西安に向かう、必要があれば太原に飛んでもよい。」

蔣介石は、川越茂と会談する前日の10月7日には、「外交情勢の転換ははなはだ速く、綏遠東部等の問題はあるいは和平解決できるかもしれない」⁽²¹⁾という、幾分楽観的な見通しを洩らしさえていた。わずか2週間の間に日中交渉をとりまく状況は大きく変化していたのである。川越は、「防共問題」に関して、「支那側ニ於テ最懸念ヲ有スヘキハ日本軍カ協定地域内ニ進駐スルコトナカルヘキヤ否ヤノ点ナルコト想像ニ難カラス」⁽²²⁾との見方を有田に示していたが、中国側の懸念がこの日本軍の行動にあったことは間違いない。すでに日本軍は前年、塘沽停戦協定を一方的に拡大解釈して「華北事変」を引き起こしていた。「共同防共」について中日が合意した場合、中国領内における日本軍のあらゆる行動が「防共」の名の下に正当化されてしまうのではないかという疑念が中国側にわき起こることは、きわめて自然であった。現実に日本側は、綏遠省東部地域における蒙古軍の軍事行動を、「防共」を目的としたものとして正当化していた。

先の張群の訓令を受け、10月23日午後2時から2時間半にわたって有田一郎と会談した許世英は、有田の発言趣旨を整理して南京に報告した。日本側が、日中交渉における国民政府側の姿勢をどのように見ていたのか、また、日本側がどのような論理で中国側に自らの要求、とくに「防共問題」をめぐる要求を受け入れさせようとしていたのか、これらが体系的に示されているので、少し長くなるが以下に引用しておきたい⁽²³⁾。

- (一) 今回の交渉は、両国（の関係が）きわめて良くなるか、あるいは悪くなるかの重大な岐路である。外交が失敗したという事実は決して止めることはできず、必ずや外交以外の路が開かれるであろう。
- (二) 中国は、他国が干渉すること、あるいは日ソが対抗することを希望したり、あるいは日本が行政機構改革で内閣が動揺し、引き延しを上策にしようと考えたりしているようだが、まったくこれらの見方は間違っている。
- (三) 広田・有田は中国に対して好感を持っており、内閣が代わった場合、日本の態度は必ずやいっそう強硬となるだろう。ゆえに（蔣介石）院長は、大きな覚悟でこれに臨んでいただきたい。
- (四) 防共と華北問題は、（広田）三原則の具体化である。すなわち昨年院長が三原則に対して日本に表明させようとした内容である。
- (五) 辺境防共に関して、日本は、中国が提起した区域はあまりにも狭いと考えており、少し拡大されることを希望する。ただし、議論の余地がある。日本は決して軍隊を進駐させない。中国は憂慮する必要はない。本件は対ソの意味を含むが、双方は秘密を厳守し、公表する必要はない。どうして反対する理由があろう。冀東については、華北問題と連動して徐々に解決を謀るべきで、防共と連動させるべきではない。綏東・察北は委員会を組織し、方法を議論する際、事実上解決する。
- (六) 一般防共の性質はいささか異なり、決して反ソではなく、内政を干渉するものでもない。わずかに情報を交換するに過ぎない。過去の植民地と宗主国との間にあった情報交換協定である。最近、ヒトラーは欧州各国が防共の方法を協議すべきことを主張しており、イタリア・ドイツ等独立国家は、今冬協定を成立させるであろう。東亜だけできない。中国のこれまでの方針は防共であり、情報を交換する程度であれば、疑いや心配を抱く必要はない。防圧措置については各々処理する。本件は妥結後、調印するが、発表のタイミングは議論の余地がある。もし締結しなければ、中国の態度について、日本は検討を加えないわけにはいかず、きわめて重大な問題となり、こ

れを放置しておくわけにはいかなくなる。

なお、「防共問題」に言及した箇所について、張群は、次のような興味深い分析を行っている⁽²⁴⁾。「有田の防共に関する意見を詳細に検討すると、二つに分けることができる。華北防共は秘密に属し、区域に関しては、川越が以前表明したように、西は山西省雁門関に至る、冀東を防共問題の条件とすることはできない。一般防共については、情報を交換する程度であり、川越が述べた範囲より小さいが、文書によって約定しなければならず、華北防共より重視しており、放置して議論しないことを認めないようだ。」つまり、張群は、許世英からの報告を受け、日本側は「北支防共」より「一般防共」の方を重視しているとの認識に至ったのである。

有田八郎・許世英会談を受けて、張群は10月26日に川越茂との会談に臨んだ(第6回会談)。しかし、張群自身、「今回の会談も依然成果がなかった」⁽²⁵⁾と評しているように、日中双方とも従来の主張を繰り返すに終わり、交渉は平行線をたどった。なお、この日から11月4日にかけて、支那駐屯軍は、北平(北京)・天津地域一帯で大規模な秋季大演習を挙行し、華北の軍事的緊張をさらに高めた⁽²⁶⁾。

3. 華北情勢の悪化と中国側交渉姿勢の硬化

第5回会談終了翌日の10月22日、請訓のため一時帰国し、31日に上海を経由して南京に帰任した須磨弥吉郎は、11月3日、高宗武を往訪し、実務レベルの交渉が継続された。中国側記録によれば、須磨は、次のように述べて、日本側要求の受諾を迫った⁽²⁷⁾。

- (一) 一般防共問題は、中国が日本側の要求を受け入れることを望む。これは広田首相と有田外相の重要な主張であり、もし解決できなければ、日本政府はその対中国姿勢を再考しなければならなくなる。
- (二) 華北防共問題は、地域を指定すると困難が発生する。まず双方がそれぞれ委員を指定して研究させるのがよい。これは、日本側が、中国側がいわゆる国策変更したと見なす最低限度である。冀東、綏東、

察北等の問題については、日本側が中国に対して紳士協定を結ぶことができるのみであり、本問題解決の交換条件とすることはできない。さもなければ交渉は決裂する。

- (三) 華北問題に関して、中国側が冀察両省の現状を維持することはすでに困難であり、今回の交渉で言及してはならない。ただし、山西、綏遠、山東については、中国中央政府が必要な際に、案件ごとに話をする。各省の当局を指定して、日本に経済合作の便宜を図る。
- (四) 航空連絡問題については、中国側は無条件で応じることを希望する。ただし実行の期日については延長してもよく、この間に本件と関連する問題を解決する⁽²⁸⁾。その他、顧問問題、関税問題等は、これまで述べてきたことに変わらない。

須磨弥吉郎は、最後に、「これは日本の最後の意思である。要するに今回の交渉は最終段階に入ったのであり、もう引き延しはできない」⁽²⁹⁾と述べ、一刻も早く受け入れるよう圧力をかけた。

この須磨の要求に対して、張群は、「防共問題」に関する（一）と（二）について、次のように回答するよう高宗武に指示した⁽³⁰⁾。

- (一) 一般防共問題については、日本側が撤回して議論しないことを望む。
- (二) 北部辺境防共問題は、日本側が具体的な内容を提出した後、検討に入る。ただし、冀東および察綏傀儡軍〔匪偽軍〕問題の同時解決を図る。もし日本側が冀東等の問題に拘るなら、紳士協定を結ぶことしかできない。すなわち、わが方は北部辺境防共問題に対して、日本側がこの紳士協定を履行して初めて検討に入る。これはわが政府の最後の意見であり、次回川越大使が張（群）部長に会う際、もし防共問題を棚上げにして口にしないなら、その他の問題を引き続き協議する。すなわち張（群）部長が随時接見することができる。もし数度にわたるこれまでの会議のように防共問題を中心とするのなら、わが方の本問題に対する最後の意見は、かくの如きであり、引き続き協議するのは、無益である。

張群は、日本側がこれ以上「防共問題」に拘るようであれば、交渉打ち切りもやむを得ないとの考えを、高宗武を通じて日本側に伝えたのである。

中国側は、明らかに態度を硬化させていた。その理由は、第1に、綏遠省東部地域における軍事的緊張の高まりである。例えば、「張北特務機関長の桑原（荒一郎）が、外交交渉で南京政府が受諾しない以上、武力を用いなければ駄目である。われわれが綏遠省東部地域を占領すれば、満蒙帝国は成功を収めるであろう。現在察哈爾省北部の戦闘兵力はすでに1万6千に達する。必要な際は、関東軍が補給支援に当たってくれるであろう、と宣言した」⁽³¹⁾とか、「密報によると、日本側は南京で外交に従事しつつ、同時に華北で侵略を実施することを決定し、本月21日に綏東に総攻撃をかけてくる由」⁽³²⁾、あるいは綏遠特務機関長の「羽山（喜郎）の最近の口ぶりでは、察哈爾省北部の各部隊がそれぞれ百靈廟に向かっており、綏遠省東部地域での活動は、すでに既成事実であるが、百靈廟の兵力増強は、決して綏遠に対するものではなく……山西系の軍隊を排除するためである」⁽³³⁾などといったように、綏遠省東部地域における蒙古軍が作戦準備に入り、軍事行動開始が近づいていることをうかがわせる情報が現地から続々と国民政府にもたらされていた。

第2に、宋哲元（冀察政務委員会委員長兼第29軍長）と現地日本軍の動きに対する国民政府の警戒心の高まりである。彭学沛（交通部常務次長）が、須磨弥吉郎に語ったところによれば、「三日ノ行政院會議ニ於テ田代、宋哲元北支經濟開發了解討議ノ際日支交渉進行中此ノ種地方了解カ遮ニ無ニ進メラルルニ於テハ将来憂慮ニ堪ヘストノ見解多数出席者ヨリ述ヘラレ」、「會議全体カ華北問題ニ付憂慮ヲ新ニシタルコト事実ナレハ張群ハ益々消極」的な姿勢にならざるを得ない状況になっていたという⁽³⁴⁾。彭がいう「田代、宋哲元北支經濟開發了解」とは、宋哲元が9月30日に田代皖一郎（支那駐屯軍司令官）との間で交わした「經濟開發ニ関スル諒解事項」のことで、10月27日に宋哲元から蒋介石に正式な報告があった後、国民政府の関係部局がただちに「諒解事項」の分析、検討に入り、主権を侵害する内容であるとの判断が下されつつあった⁽³⁵⁾。しかも、すでに言及したように、支那駐屯軍が秋季大演習を強行していた。

要するに、日本側が、綏遠省東部地域に加え、冀察政務委員会の管轄域である北平・天津地域の軍事的緊張をも一方的に高め、中国側が外交交渉の場で対日譲歩することがきわめて困難な状況になっていたのである。

張群は、11月8日、河南省洛陽に入り、蒋介石と対日交渉について検討を行い、10日、川越茂との会談に臨んだ（第7回会談）⁽³⁶⁾。

川越は、「一般防共は保留にして将来あらためて議論してもよい。これは日本の大きな譲歩である」と切り出したうえで、「北部辺境防共は、実際ソ連を予防するもので、両国に利益がある。専門家を指定して、研究すべきである。冀東問題は中国の専門家が研究時に提起して協議してもよい」との考えを示し、中国側が「最初に国策の変更を表明したのに、どうして今防共問題の解決を望まないのか」と迫った。中国側が強く取り下げを求めている「一般防共問題」を一旦保留にし、「北支防共問題」を優先させることで交渉の前進を迫る提案をしたのである。有田八郎・許世英会談や11月3日の須磨弥吉郎・高宗武会談で、日本側が「一般防共」の受諾を強く求めていることから考えると、日本側にとっては大きな譲歩ということになろう。しかし、張群は、「北部防共を完全に撤回する」よう求めた。従来、地域限定を附して受諾の可能性を示唆していたことを考慮すると、中国側の姿勢はさらに厳しさを増していた。実際、会談終了後、張群は、許世英に対して有田八郎と会談し、「北支防共問題」の撤回を申し入れるよう訓電を発している⁽³⁷⁾。

さらに、張群は、「わが方の国策変更は、もともと5項目問題の解決を前提としていたが、現在、塘沽・上海両協定については、わが方は将来あらためて議論することを認め、わずかに冀察綏三省の行政および軍事上の奇形的制度の一部改善を要求しているに過ぎない。日本側はこれを併せて認めないどころか、わが方に防共という大問題を解決するよう要求している。これではあまりにも日本側に誠意がなく、わが政府はまったく立場がない。実に実施困難である」⁽³⁸⁾と強く反駁した。

ここで張が、「現在、塘沽・上海両協定については、わが方は将来あらためて議論することを認め」云々と述べている点が注目される。なぜなら、先に見たように、蒋介石は、張群に対して日本側に両協定の撤廃を条件とするよう訓令していたはずだからである。現状から、両協定撤廃要求を取り下げ

ることで、譲歩の姿勢を示しつつ、「冀東防共自治政府」と綏遠省東部地域の軍事的緊張という喫緊の課題に絞って、日本側にその廃止と緩和を求めていくという張群サイドの交渉戦術を、蒋介石が受け入れたとみてよいであろう。ただ、須磨弥吉郎が、「一般防共を議論しないことを認めたからには、中国側には華北防共と航空連絡の両問題を無条件で解決する決心を下していただきたい。現在中国側は、まったく譲歩していないばかりか、反対に日本側の態度が緩和したことを受けて、各問題に対する主張がますます強硬となっている。このような駆け引きは、交渉を決裂させ、大きな反響となることは容易に考えられよう」⁽³⁹⁾と述べるなど、日本側には両協定撤廃要求取り下げを中国側の譲歩と見る向きはまったくなかった。

ところで、「北部防共を完全に撤回する」という張群の回答は、意外にも蒋介石の考えとは異なるものであった。蔣は、「この挙は、殊に余の意図に違ふ。昔日はあまりに怖れて弱腰で、今日はあまりに強情で頑なである。いずれも情勢や利害に明るくないことによって引き起こされている」⁽⁴⁰⁾と、張群の対日交渉ぶりを厳しく批判している。ただ、蔣のこの発言は、決して「防共問題」で対日妥協を図ろうとする観点から発せられたものではない。この1週間前に蔣は、次のように述べている。「倭（日本）に対する態度は、総じて緩和するのがよく、防共問題を頑なに拒んではならない。ただし必ず華北の主権回収を代価としなければならない⁽⁴¹⁾。」つまり、蔣は、日本側が最も拘っていた「防共問題」を外交カードとしてできる限り持ち続け、外交的駆け引きの中で華北の主権を回収しなければならないと考えていたのである。しかし、中日交渉の現場では、「冀東防共自治政府」の廃止や綏遠省東部地域の軍事的緊張の緩和を展望することはすでに絶望的であった。「防共問題」を「代価」とするのは、蒋介石がそれほど容易なことではなかったといわなければならない。

この日、蒋介石は、「決裂した時の宣言の準備」を張群に指示している。その宣言のポイントは、「華北行政主権の完全が現在の国交調整の最低限度であるべきで」、「さもなければ調整の誠意がないだけでなく、外交を言うだけの価値さえない。現在華北主権の完全は、中国の生死存亡の唯一の鍵であることを知っておかなければならない。ゆえにあらゆる準備をして、国交

の早期の調整を期し、いかなる犠牲であっても顧みない」⁽⁴²⁾ というものでなければならぬとした。交渉をぎりぎりまで継続しつつも、急速に現実味を帯び始めた交渉決裂という事態への準備に入ったのである。なお、蔣が、交渉決裂を視野に入れ始めたのは遅くとも11月7日頃からのことで⁽⁴³⁾、翌8日には洛陽の蔣を往訪した張群と共に検討を行っていた。

4. 綏遠事変勃発と交渉決裂・断交の準備

11月15日、今度は高宗武が洛陽滞在中の蔣介石のもとを訪れ、対日交渉について指示を仰いだ。高は、南京に帰任するや、ただちに川越茂と会談し(18日)、「綏東工作ノ存続スル限り交渉ヲ成立セシムルコト困難ナル点」⁽⁴⁴⁾ について、とくに日本側の再考を求めた。これに川越は、「綏遠の件と日本は関係ない」⁽⁴⁵⁾ と応じている。前日には、蔣介石から、「綏遠省東部で新たに発生した案件について、わが方の態度は、傀儡蒙古軍〔蒙偽匪軍〕による綏遠攻撃の真相を調査、解明した後、はじめて川越との会談継続の時期を決めることができる」⁽⁴⁶⁾ との見通しが示されていた。現状での川越茂・張群会談再開は不可能との考えである。蔣介石が高宗武と面談した前日の14日、蒙古軍が軍事行動を開始し、綏遠事変が勃発、日中交渉はすでに新たな段階に入っていた。ただ、蔣介石は、会談の「中止、あるいは停止等の言葉を言うてはいけない」と、とくに注意喚起した。これは、「決裂や停止の責任がわれわれに着せられることのないようにする」ためである⁽⁴⁷⁾。

11月17日、蔣介石は山西省太原に飛び、二日間にわたって閻錫山ら山西省幹部と会談した。綏遠省を影響下に置く閻の抗戦姿勢を積極化させることは作戦全体の成功のために必要不可欠であった。蔣は、閻らに対して、「(一) 傀儡蒙古軍〔偽蒙軍〕に出撃しなければ、山西・綏遠には永久に平穩は訪れない」、「(二) これ以上延期したら、陝西省北部の中国共産党の敗残兵〔残匪〕は綏遠に潜入しようとしないうころか、必ずや抗倭(抗日)を口実にして綏遠に潜入し、中国共産党軍〔赤匪〕と傀儡蒙古軍〔蒙偽〕が同時に襲来したら、さらに対応が困難になる」⁽⁴⁸⁾ ことなどを説明し、作戦協力するよう強く求めた。蔣介石は、蒙古軍による綏遠省東部地域への侵攻に対する軍事作戦と中国共産党軍に対する掃討作戦、この両睨みの軍事的対応が迫られる状

況下で、一刻も早く前者へ対応することが、これ以上事態の複雑化を招かないためにも肝要であることを閻錫山に説いたのである。18日に洛陽に戻った蔣介石は、翌19日には山東省済南に飛び、韓復榘（山東省政府主席）とも会談している。

この蔣介石の太原、済南訪問と蒙古軍に対する積極的な対応は、華北情勢、とくに北平・天津地域の情勢に大きな影響を与えたようである。北平の李世軍（監察委員）は、当時華北地域で起こりつつあった地方実力者の変化を次のように報告している⁽⁴⁹⁾。「宋哲元と韓復榘が面談し、華北の非常時期に取るべき共同行動につき協議した。二人は共に中央の対日外交、軍事に信頼を置き、決心を強めている」、「宋哲元は最近、冀察の一切の外交と内政は中央の了解を得なければならないと、あらためて説明している。その態度は、以前と比べると明らかに変化している」、「第29軍の将兵は上から下まで一致して抗日の決心を持っている。今回の演習で共同の敵の精神がよく現れていた」、そして「北方情勢は、最近確かに変化が起こっている。第一に、中央の対日姿勢が強硬になって、将領が自信を持つようになった。次に、韓復榘、閻錫山が鈞座（蔣介石）に謁見したことで、国土を守る責任に対する覚悟と勇気が促された」と。

他方、東京では外務省が、11月21日、「今次綏東方面に於ける内蒙軍と綏遠軍との衝突は内蒙古側と綏遠側との紛争にして帝国の関する処に非ず従つて内蒙古軍の行動に対しては政府は固より軍に於ても何等援助を与へおらざること勿論なり」⁽⁵⁰⁾との「外務当局談」を発表した。

同日、傅作義から蔣介石に対して、「職（傅）はすでに百靈廟を襲撃する計画の手筈を整えた。24日に不意に乗じて奪い取る予定である」⁽⁵¹⁾ことが伝えられている。

この電報どおり傅作義軍が要衝百靈廟を占領した11月24日、蔣介石は、「察哈爾・綏遠の事態拡大を防ぐため」に翁文灝（行政院秘書長）、孔祥熙（行政院副院長）、張群に対して、次のような指示を出した⁽⁵²⁾。

- (甲) 日本に対して嚴重抗議の準備をする。
- (乙) やむをえない時に至った場合は、国交断絶手続きの準備をする。
- (丙) 吳淞に派兵、進駐した際の外交の準備を積極的に行う。

別途、張群には、とくに「察哈爾・綏遠問題について、対外的宣言を準備」するよう指示し、次のような趣旨の宣言にすることを求めた⁽⁵³⁾。「冀察はわが国の領土であり、いかなる者も干渉してはならない。およそいかなる不法、不当な協定も、中央の正式な承認を経ていないものは、効力を発することはない。冀東・察綏の行政主権は、中央が必ずその徹底的な完全を求め、いかなる犠牲であっても顧みない。およそ国際公約を遵守し、わが国の主権と領土の完全を尊重する者は、中国の友であり、中国は必ず国際公法と一切の正式な条約に照らして、正式な交渉の進行に従事し、分不相応な行動を取って和平を放棄するような路は決して望まない。」

また、蔣介石は、朱培徳（軍事委員会当然委員）と何応欽（軍政部長）には「京滬（南京・上海）と滬杭（上海・杭州）両方面はとくに積極的に工作するとともに、呉淞に進駐する準備を行わなければならない。その一方で、外交部と国交断絶の手續きについて適切に協議するとともに、馮（玉祥）、程（潛）、唐（生智）の各同志と密議、計画」するよう⁽⁵⁴⁾、また、何成濬（駐鄂綏靖公署主任）には「明日（26日）から武漢を特別警戒、防衛し、万一に備えなければならない。ただし戒厳の言葉を用いることなく、密かに防備」するよう⁽⁵⁵⁾、それぞれ指示し、慎重を期しつつ万一の事態に備えた。

他方、南京で交渉に当たっていた川越茂も、「内蒙工作ノ遂行カ我方既定方針ナル以上一旦遣り掛ケタル此ノ際「ソヴィエツ」側ヲシテ乗セシムル余地アルカ如キ措置ハ断シテ執リ得ス」と軍の行動に理解を示しながら、「他面又打切又ハ決裂トナル際ニハ当分日支間睨合ノ状態トナリ再度日支関係打開ノ機会ヲ捉ヘルコト相当困難トナルヘク或ハ綏東問題ノ展開如何ニ依リテハ之カ為日支間ノ全面的衝突ヲ結果スルコトトモナル」⁽⁵⁶⁾と述べ、綏遠省東部地域での軍事行動の強行が、日中交渉決裂、全面戦争勃発を引き起こしかねないとの危機的見通しを持つに至っていた。

5. 全面戦争回避へ

蔣介石は、百靈廟での勝利を受け、察哈爾省北西部に位置する要衝商都への進駐を強く意識し始めていた。「商都、張北は数日内に占領できる。傀儡蒙古軍[蒙偽匪]は二十日で完全に解決できる。日本軍[日寇]が西に向かっ

て侵略行動を取らなければ、綏遠省東部地域ではおそらく大きな戦争〔戦事〕は起こらないであろう」⁽⁵⁷⁾という現地からの報告は、蔣の判断を後押ししたに違いない。日独防共協定が成立した11月25日、蔣は、「察哈爾北部は機に乗じて回復すべき」⁽⁵⁸⁾との考えを秦徳純（北平市長）に伝えている。また、同日、閻錫山が、「商都攻撃の兵力は不十分で、一、二日で移動することはできない。山（閻錫山）は、爆撃は少し遅らせて実施するのがよいと思う」⁽⁵⁹⁾と、これ以上の軍事作戦展開に消極的な姿勢を示したのに対して、蔣介石は、「商都は早急に攻撃しなければ駄目である。速やかに配置を整え、三日以内に占領するのが最良である。さもなければ綏遠は決して安定しない」⁽⁶⁰⁾と説得を試みている。さらに、陳誠（晋陝綏寧四省辺区剿匪総指揮部総指揮）に対しても、「商都、南壕壩の傀儡部隊〔匪部〕に対して、閻（錫山）副委員長が暫時停止の考えであるか否かに関わらず、ただ積極的に前進し、殲滅を期す決心をするのみである」⁽⁶¹⁾旨電報を打ち、発破をかけていた。

ここに蔣介石のどのような情勢判断があったのであろうか。同じ頃、蔣介石は、陳誠に次のような電報を打っている⁽⁶²⁾。「外交問題について、全体的な計画〔打算〕を練っているが、わが軍が商都に進攻しても、まったく問題なく、張北に進攻しても、倭寇（日本）は決して正式に軍事行動を開始しようとはしないだろう。これは政府と昨日の雨宮（巽）らの数次にわたる声明から明らかである。」つまり、商都への進軍判断の背景には、「内蒙軍と綏遠軍との衝突は内蒙古側と綏遠側との紛争にして帝国の関する処に非ず」とした、先の外務省声明があったのである。

ところが、11月27日、関東軍が、次のような声明を発したことで事態は急変する⁽⁶³⁾。

「今次内蒙軍カ敢然蹶起シタノハ実ニ中国共産党及之ト結托セル軍閥ノ圧迫ヨリ脱セントスル防共自衛ノ已ムヲ得サル手段テアリ其目的トスル所ハ両国ノ緊切ナル国策ト一致スルヲ以テ関東軍ハ内蒙軍ノ行動ニ対シ多大ノ関心ヲ有シ其成功ヲ念願スルト共ニ万一満洲国接壤地方ニシテ本戦乱ノ影響ニ依リ治安擾乱シテ累ヲ満洲国ニ及ホシ若クハ支那全土赤化ノ危殆ニ瀕スルカ如キ事態発生スルニ於テハ関東軍ハ適当ト認ムル処置ヲ講スルノ已

ムナキニ至ルテアラウ。』

関東軍は、蒙古軍の軍事行動を「防共自衛」を目的としたものであると正当化しつつ、綏遠省東部地域の軍事衝突の影響が「満洲国」境界に及ぶと判断した時には、関東軍が本格的に軍事行動に加わる可能性を示唆したのである。しかも、この声明を中国側に切迫感をもって受け止めさせる情報が最前線の傅作義からもたらされていた⁽⁶⁴⁾。綏遠特務機関長の「羽山（喜郎）が、関東軍の通告を持参し、綏遠軍は11月18日、察哈爾省の境界内の八台、19日には三道溝に侵入した。もともと外長城線以北の察哈爾省のエリアは昨年12月18日に宋哲元と土肥原（賢二）の両氏が協定し、中国軍隊はこのエリアに一步も侵入してはならないことが取り決められていた。綏遠軍の今回の行動は、明らかにこの協定に違反するものであり、ゆえに今後再びこのような行動があった時には、関東軍がいかなる行動を取ろうとも、その責任は綏遠が負うべきである。」ここにいう昨年12月18日の協定とは、1935年6月にいわゆる「土肥原秦徳純協定」が成立し⁽⁶⁵⁾、塘沽停戦協定にもとづく停戦ラインが察哈爾省内に延伸されたことを受け、同年8月、中国軍が撤退した後の停戦ライン以北の地域は保安隊が守備することを確認したものの（「松井張允栄協定」）、張治忠（察哈爾省政府主席）が、「蒙人保安隊」の皇城入城に難色を示したことで対立が激化、ついに12月6日、関東軍が実力を行使するに及び（察東事件）、「同年十二月中旬北平に於ては冀察政務委員会成立せるが此の機に於て土肥原、秦徳純を通じ日支間に諒解成立し支那側は前記松井、張允栄協定を確認し蒙人保安隊の各皇城入城を承認」したことを指している⁽⁶⁶⁾。そもそも「松井張允栄協定」自体があいまいな取り決めで⁽⁶⁷⁾、しかも商都は停戦ラインからかなり西北にずれた場所に位置しており、現地軍レベルとはいえ日中間でどこまでの合意があったのか疑わしい。羽山はこれを持ち出し、綏遠軍の軍事行動を「協定違反」と言い始めたのである。

少し先のことになるが12月に入ると羽山のトーンはさらに高まる⁽⁶⁸⁾。「綏遠軍は最近察哈爾省内に軍を進めて、商都を攻撃しているが、関東軍は、目下貴軍が省境に配備している強大な兵力は明らかに土肥原秦徳純協定にとつての脅威であり、同協定を確保するために状況に応じて断然武力を行使する。

現在、その準備を進めており、万一貴軍が同協定を破壊した場合には、その責任はすべて貴軍が負う。もし軍事行動に訴える場合には、その範囲は協定区域内に限定されない。」羽山の発言を聞いた中国側が、これまでの日本軍の行動に照らして、関東軍が「土肥原泰徳純協定」を振りかざし、大規模な軍事行動に踏み切るのではないかと危機感を募らせたとしても何等不思議なことではなかった。

以上の日本側の動きや閻錫山の抗戦姿勢などを受け、11月29日、蒋介石は、閻錫山に対し、次のような電報を打つに至る⁽⁶⁹⁾。「現在の政略について、もし察哈爾北部問題に対してわが方がすでに進退いづれの余地もあるなら、攻守いづれでもよい。もし外交的立場からいうならば、察哈爾北部を回収するのが有利である。ただ、敵方が全面戦争〔整個之戦争〕を引き起こすことを顧慮し、準備が整うのを待つべきである。今後の戦略の攻守の決定は兄（閻錫山）にあり、政略の勝敗は弟（蒋介石）が全責任を負う。」全面戦争への拡大がより現実味を帯びる中で、蔣の姿勢は明らかに慎重な方向にシフトしていた。関東軍の27日「声明」が影響したことは間違いない。ここに蔣は、戦線拡大に消極的であった閻錫山に綏遠省東部地域の作戦指導を委ね、自らは中国共産党軍に対する掃討作戦に軸足を移す考えを固めた⁽⁷⁰⁾。

また、察哈爾省は、日本軍や蒙古軍との関係で複雑な地域であっただけではなく、元々地方実力者・宋哲元の拠点であったという点で、国内政治的・軍事的にも複雑な問題を抱えた地域であった。しかも、宋哲元と現地日本軍との関係も紆余曲折を経ていた。こうした事情も蒋介石に軍事行動拡大を躊躇させる要因になったものと考えられる。例えば、陳誠は、商都を含む察哈爾省北部地域は、そもそも「明軒（宋哲元）が回復の責任を負うべき」なのではないか⁽⁷¹⁾、と蒋介石に疑問を呈している。この陳の意見は、冀察綏靖公署主任であり、かつ第29軍の軍長でもあった宋哲元の職責から考えると、至極もつともなことであった。しかし、蒋介石は、「大局に無益であり、かえって疑念や不安を引き起こすこととなり、強制しているように思われる。このような大事は完全に本人の自発性によるべきである。要するに明軒（宋哲元）の今日の立場では、もし察哈爾省北部の回復を強制した場合、自発的な掃討〔剿匪〕はまったく不可能である。もし機を見て攻撃支援を命じるなら、必

ずできるであろう。不能、不為は立場を替えて考えなければならない」⁽⁷²⁾と返答し、現地日本軍との関係で身動きが取れない宋哲元の立場に深い理解を示し、宋に察哈爾出撃を迫る陳誠の意見を退ける判断を下した。しかも蔣介石は、賀耀組（中央監察委員）を北平に送り込み、「察哈爾北部を回収した場合は、明軒（宋哲元）に返還することを適切に協議」⁽⁷³⁾させるほどの神経の使いようであった。宋哲元が日本側と交わした「経済開発ニ関スル諒解事項」や「航空会社設立に関する交換文書」（10月17日）にはきわめて厳しい対応を取る一方、宋のいわば軍事的勢力範囲に関わることについてはかなり配慮をしている点が興味深い。華北の微妙、かつ複雑な政治的軍事的力学を考慮した差配ということができよう。

以上のように、関東軍声明や閩錫山の抗戦姿勢、察哈爾省の複雑な地域事情等は、蔣介石に察哈爾省西部地域での作戦を慎重にさせたが、これに加えて南京からも戦線拡大を危ぶむ声が上がっていた。何応欽は、蔣介石に対して、「わが軍が百靈廟を奪還した後、勢いに乗じて商都を攻撃、占領し、康保、沽源を奪取すべきとの論がある」が、以下の各点から慎重を期すべきである旨の意見具申を行っている⁽⁷⁴⁾。

- (一) 関東軍は先日宣言を発表し、綏遠東部の件について露骨な表明を行った。多倫、張北^{ドロフ}一帶に現在日本軍の1混成旅団が集中し、察哈爾北部には傀儡軍〔偽軍〕2個師団、匪軍1万余りあり、もしわれわれ^{ドロン}が察哈爾北部に出兵した場合には、日本との正面衝突あるいは戦争を引き起こしかねない。
- (二) 昨年12月、宋明軒と土肥原（賢二）は、察哈爾省北部6県について協定を結び、正規の軍隊を駐屯させられない。かりに中央軍あるいは山西・綏遠軍が察哈爾省北部に進攻した場合、宋（哲元）が一致して行動をとるか、人を送って協議しなければならない。
- (三) 百川（閩錫山）は、もとより慎重を旨とし、軍事と山西・綏遠の金融とは直接きわめて大きな関係にあるので、今察哈爾省北部に進攻することにつき、百川は多くを顧慮しており、賛同するか否か、まず協議しなければならない。われわれが日本に対して一戦を惜しま

ないことについてはすでに決定しているが、わが全体計画の準備はいまだ完成しておらず、海外で購入した新兵器は、まだ発送されていない。今回江蘇・浙江各部隊の教育訓練を視察したが、欠点がきわめて多く、武器は、整理師団以外は、使用に堪えない。さらに半年以上、整頓、補充をしてはじめて多少の力を備えることができる。兵員の補充や資源の備蓄については、さらに半年の準備が必要である。今もし中日戦争が勃発しても、敵に一大打撃を与えることはできず、一旦敗北すれば、数年来の屈辱に耐えた経営を捨て尽くすことになってしまうのではないか。

何応欽は、察哈爾省西部地域での軍事行動は日本軍との全面戦争を引き起こす可能性がきわめて高いが、中央・地方のいずれもその戦争を戦い抜くだけの準備は依然整っていないという現状を報告し、蔣介石に慎重な判断を求めた。これまでの抗日戦準備を無駄にしないためにもここは我慢のしどころであると訴えたのである。ただ、(三)で「さらに半年以上、整頓、補充をしてはじめて多少の力を備えることができる」と述べている点に注目しておきたい。北平郊外の盧溝橋における日中間の軍事的小競り合いが、日中間の全面戦争に突入するのは、これより半年を少し過ぎた7カ月後のことだからである。

6. 「国交調整」交渉の結末

綏遠事変勃発を受けて、蔣介石は、張群に川越茂と会談しないよう指示していたが、張群は、12月2日、蔣に対して「連日川越は会談を求めてきている。中日が未だ国交を断絶していない以上、長期にわたって拒絶することはできない」との考えを伝えるとともに、会談を再開した場合、綏遠の事態についてどの程度言及すべきか、請訓した⁽⁷⁵⁾。日本側は会談再開を執拗に求めていた。これに対して、翌3日、蔣介石は、「正式な会談は空気が緩和するのを待つべきである。さもなければ必ずや国民の非難を受け、以後さらに対応が難しくなる」⁽⁷⁶⁾と、現段階での再開に否定的な見方を示した。ところが、この日、川越茂は、須磨弥吉郎と清水董三（一等書記官）を帯同して

張群のもとを訪れた。中国側からはさらに高宗武と董道寧（外交部科長）が加わり、午後7時半から2時間半に及ぶ会談が持たれた（第8回会談）。以下に見る会談の状況から、日本側によるかなり強引な訪問であったことが推察される。

日本側記録によれば、張群は、交渉に入るのを拒み、冒頭「長ラク会见シ得サリシハ綏遠問題ノ為空気悪化シタルカ為」であるが、とくに「本日ハ青島ニ於テ事件勃発セル報アリ此ノ状態ニテハ到底交渉ヲ継続シ難シ」⁽⁷⁷⁾と述べ、川越茂の発言を遮った。張がいう青島の事件とは、日系紡績工場の労働争議を鎮圧するため、西春彦（青島総領事）が海軍陸戦隊に上陸を要請し、12月3日上陸を強行した陸戦隊が、中国国民党機関に押し入って書類を押収したり、関係者の身柄を次々と拘束したりして、市全体が騒然となっていたことを指している⁽⁷⁸⁾。これまで日中関係という点では比較的安定していた山東省にまで両国間の緊張が及び始めていた。張群の反応を見た川越は、「到底円満ニ話合ヲ為シ難キ状態」と判断、こうして「話合ノ結束ヲ付ケサルヘカラサル破目」に陥った⁽⁷⁹⁾。

川越は、「茲ニ今日迄話合ヒタル結果ヲ各項目ニ分チ逐一申上クヘキカ之ハ書物トシ写ヲ用意シ置キタルニ付外交上ノ慣例ニ依リ写ヲ交付スヘシ」と念を押し、予め準備してあった「書物ヲ読上ケ之ヲ以テ本日迄ノ正式会談ハ結末トセルコトトシ具体的結末ニ至ラサリシモノニ付テハ之ヲ将来ノ交渉ニ残シ其ノ他ノモノニ付テハ今後引続キ必要ナル事務的手続ヲ完了スル」こととした⁽⁸⁰⁾、一方的な申し入れを行った。このような日本側の対応および方針については、すでに11月24日までに川越サイドで固められ、有田八郎に報告されていた⁽⁸¹⁾。これに対して、張群は、「突然スル形式ニテ一方的ニ結末ヲ付ケラルルコトハ我方ニ於テ了解シ難クスル書物ヲ受取ルコトハ自分ノ立場上極メテ困難ナルノミナラス国民政府トシテモ受入レ難シ」と述べ、「書物」をつき返した。押し問答の末、最後に川越が「右写ヲ残シ何等相談シ度キコトアレハ明日更メテ須磨ト高トノ間ニ於テ話合ヲセシム」と述べて、日本側出席者は席を立ち、引き揚げていった⁽⁸²⁾。日本側はこの一連の行動の思惑を、「我方ヨリ先手ヲ打チ従来ノ交渉ニ於テ支那側ヨリ得タル言質ヲ取纏メ之ヲ「メモ」トシテ三日夜張群ニ手交シ我方ノ認ムル交渉ノ成果ヲ支

那側ニ押シ付ケ之カ容認及ヒ実行並ニ細目交渉進行ハ支那側ノ責任ニ属ストノ態度ニ出テタル次第」であると、直後にまとめているが⁽⁸³⁾、あまりにも一方的で浅薄な行動であったといわなければならないだろう。

中国側は、この「書物」を数時間後の翌4日午前4時頃、須磨弥吉郎に送り返したが、須磨は、「外交儀礼ニ反シ受領ノ限りニアラス」として、書簡を附して高宗武につき返した⁽⁸⁴⁾。

報告を受けた蒋介石は、張群に対して、「川越の交渉経過の声明書に対して、ただちに厳しい語調で反駁し、速やかに発表すべきである」⁽⁸⁵⁾、「川越の備忘録はただちに正式な公信で返還しなければ駄目である、決していい加減に扱ってはならない」⁽⁸⁶⁾、「わが方もまたただちに一方的な備忘録を準備すべきである」⁽⁸⁷⁾と、次々に指示を出した。国民政府が、「書物」の内容に同意していると捉えられないための措置であったことはあらためて説明するまでもない。

その後、成都事件と北海事件については事務レベル協議が継続され、12月30日、川越茂と張群の間で、外交部長名による謝罪、関係者の処罰、被害者の遺族に対する賠償金支払いを盛り込んだ公文を交換するに至り、ここによりやく落ち着いた。

張群は12月8日、蒋介石に宛てた電報の中で、「連日日本側はまず成都、北海などの案件を議論し、後にその他を協議するよう催促してきている。今回の交渉の開始時には、わが方はまず国際慣例に依拠して、これらの案件を片付けることを主張したが、日本側は首を縦に振らなかった」⁽⁸⁸⁾と、日本側の身勝手ぶりを吐露している。張がいうように、交渉開始当初、成都事件・北海事件の解決に限定すべきとの中国側主張を退け、二国間の国交全般を調整することを目指す交渉とすべきことを主張し、その方向に交渉を強引に持ち込んだのは、他でもない日本であった。しかし、関東軍が主導した綏遠事変勃発によって交渉が行き詰まると、今度は両事件の解決を優先すべきだと言いだめたのである。勝手極まりない交渉姿勢といわなければならない。しかし、このことは、とりもなおさず日本側が目論んでいた国交調整交渉が失敗に帰し、綏遠事変のみならず外交交渉の場においても敗北を喫していたことを意味していた、といっても過言ではないだろう。

おわりに

日本側の強硬な要求と綏遠事変の勃発で、1936年11月から12月にかけての日中関係は、双方の交渉関係者が二国間交渉の決裂、国交断絶といった事態を織り込んで対応しなければならないほど厳しい状況にあった。しかし、最悪の事態は回避された。この段階で綏遠事変を全面戦争化する用意が日本側になかっただけでなく、中国側、とくに蒋介石を中心とする国民政府首脳部内においても全面戦争化を回避する力学が強く働いていたからである。

蒋介石は、局部戦争としての綏遠抗戦にはきわめて積極的であったが、それが全面戦争化することは望んでいなかった。蔣の姿勢は、9月下旬段階よりむしろ慎重であったとさえいえる。蔣をこのようにさせたのは、華北のきわめて複雑な政治的軍事的状況に加え、陝西省北部地域に拠点を移していた中国共産党軍の存在があったからだろう。両広平定を終えて、洛陽に入り、華北・西北情勢を目の当たりにした蒋介石には、6年がかりの「囲剿」戦を一刻も早く終わらせること、つまり「安内攘外」の「安内」を早急に完成させることが喫緊の課題であると映ったに違いない。「防共」を掲げる日本軍や、その日本軍が影響力を行使しようと目論んでいる地域に、中国共産党軍が接近、進入した場合、対日関係がこれまで以上に複雑になることは火を見るよりも明らかであった。ところが、西北剿匪総司令部副総司令として「囲剿」戦に当たっていた張学良は、中国共産党軍に対する掃討作戦以上に、抗日戦、つまり綏遠抗戦への支援、参戦をプライオリティの高い課題として位置づけ始めていた。こうして見てくると、綏遠事変は、「安内」と「攘外」が重なり合う、きわめて微妙な境界ライン上で起こった軍事衝突だったことがわかる。

さて、その張学良による「囲剿」戦を督戦するために、蒋介石は12月4日、陝西省西安に入り、翌5日に西安郊外の華清池に拠点を移した。同地で1週間後に起こったのが西安事変(12月12日)である。蒋介石の言葉を借りれば、「安内」完成まで「あと5分」⁽⁸⁹⁾というタイミングでの出来事であった。西安事変勃発とその後の和平解決は、以後の中国を新たな政治的、外交的、軍事的ステージへと導くこととなる。1937年、日本はこの新ステージに立った中国と向き合わなければならなくなった。そして7月7日、元朝以来

1928年6月まではほぼ一貫して首都機能を果たしてきた北平（北京）郊外盧溝橋で発生した日中両軍の小競り合いが、全面戦争の引金を引くこととなる。この盧溝橋事件がどのように全面戦争化していったのか、そのプロセスについては別稿にて詳述したい。

注

- (1) この日中交渉の前半期については、拙稿「川越茂・張群会談再考－国民政府内の議論を中心に－」、『コミュニカーレ』第3号、2014年3月、1-29頁。
- (2) いち早くこれらの史料を用いてまとめられた台湾における研究として、劉維開『国難期間応変図存問題之研究－従九一八到七七』、国史館、1995年、および周美華『中国抗日政策的形成－従九一八到七七』、国史館、2000年。
- (3) 例えば、軍事科学院軍事歴史研究部『中国抗日戦争史』上巻、解放軍出版社、1991年、389-392頁。
- (4) 楊奎松「蒋介石と1936年綏遠抗戦」、中国社会科学院中日歴史研究中心編『九一八事変と近代中日関係－九一八事変70周年国際学術討論会論文集』、社会科学文献出版社、2004年、543頁。また、楊天石氏も同様の見方を示している（楊天石「綏遠抗戦と蒋介石対日政策的転変」、『找尋真实的蒋介石－蒋介石日記解読』(三)、三聯書店、2014年、2-28頁）。
- (5) 1936年2月10日、国民政府は、閻錫山を綏遠内蒙古各盟旗地方自治指導長官として特派、また、6月1日には晋陝綏寧四省辺区剿匪総指揮部が発足し、国民政府は、陳誠を総指揮とし、閻錫山（軍事委員会副委員長）の指導に帰すことを決定している（閻伯川先生紀念会編『民国閻伯川先生錫山年譜長編初稿』(五)、台湾商務印書館、1988年、1900頁および1922頁）。
- (6) 「川越大使蒋介石間交渉ニ関スル方策」（10月2日）、外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第5巻上、外務省、2008年、120-122頁。（以下、『日本外交文書』Ⅱ-1-5-上と略す。）

なお、防共問題について、酒井哲哉氏は、1933年半ば頃から外務省内で胎動し始めた「あくまでソ連を排除しながら国際協調をはかろう」とする「防共的国際協調主義」が、1935年の「華北分離工作以後は、広田外交の基本的な思考様式となっていく」との見方を示したうえで、「たとえ主観的には「対ソ防衛」という意図に端を発したものであったにせよ、そのために華北を日本の支配下に置こうとする一連の日本の軍事行動は、客観的には「防共」の名の下に中国ナショナリズムを踏みつぶし、同時に列強の在華權益を掘

り崩すものに他ならなかった」と指摘している（『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』、東京大学出版会、1992年、193-204頁）。

- (7) 「張群発蒋介石宛電報（元電）」（10月13日）、『特交文電－日寇侵略之部・迭肇事端』第五卷、（台湾）国史館所蔵。（以下、『迭肇事端』（五）と略す。）
- (8) 「須磨弥吉郎南京総領事発有田八郎外務大臣宛第829号電報」（10月14日発）、『日本外交文書』Ⅱ－1－5－上、143頁。
- (9) 黄自進・潘光哲編『蔣中正總統五記－困勉記』下、国史館、2011年、519頁、10月10日の条。（以下、『困勉記』下と略す。）
- (10) 「須磨弥吉郎南京総領事発有田八郎外務大臣宛第829号電報」（10月14日発）、『日本外交文書』Ⅱ－1－5－上、144頁。
- (11) 「須磨弥吉郎南京総領事発有田八郎外務大臣宛第830号電報」（10月14日発）、同上、146頁。
- (12) 「有田八郎外務大臣発須磨弥吉郎南京総領事宛第194号電報」（10月15日発）、同上、147頁。
- (13) 「張群発蒋介石宛電報（銑電）」（10月16日）、『迭肇事端』（五）。
- (14) 同上。
- (15) 「蒋介石発張群宛電報（篠辰機杭電）」（10月17日）、秦孝儀主編『中華民國重要史料初編－対日抗戰時期・緒編』（三）、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年、677頁。（以下、『重要史料初編』（三）と略す。）
- (16) 「須磨弥吉郎南京総領事発有田八郎外務大臣宛第850号電報」（10月20日発）、『日本外交文書』Ⅱ－1－5－上、149頁。
- (17) 同上。
- (18) 「須磨弥吉郎南京総領事発有田八郎外務大臣宛第859号電報」（10月21日発）、同上、151-152頁。
- (19) 「松村基樹南京総領事代理発有田八郎外務大臣宛第868号電報」（10月23日発）、同上、154頁。
- (20) 「蒋介石発閻錫山宛電報（馬亥機京電）」（10月21日）、『重要史料初編』（三）、677-678頁。
- (21) 「蒋介石発閻錫山宛電報（陽亥機京電）」（10月7日）、『革命文献拓影－統一時期・華北局勢与対日交渉』（上）、（台湾）国史館所蔵。（以下、『華北局勢与対日交渉』（上）と略す。）
- (22) 「松村基樹南京総領事代理発有田八郎外務大臣宛第871号電報」（10月24日発）、『日本外交文書』Ⅱ－1－5－上、155頁。
- (23) 「張群発蒋介石宛電報（有電）」（10月25日）、『迭肇事端』（五）。

なお、中国側記録によれば、10月19日の第4回会談の際、「現在、日本政府の力は、中国政府に及ばない。なぜなら中国政府は、蔣院長の下ですべてを主宰できるが、日本政府は目下、人事異動の趨勢を避けられない。来年度予算問題、行政機構改革問題、外交問題と、いたるところに政府を困らせるものがあるが、外交問題がとりわけ重要である」と、ここでは川越茂から張群に対して、有田八郎が許世英を詰った(二)と同内容の話が行われており、興味深い(「張群与川越大使談話撮要」(10月19日)、中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料匯編』第5輯第1編外交(2)、江蘇古籍出版社、1994年、896頁。(以下、『資料匯編』と略す。))。

- (24) 「張群發蔣介石宛電報(有電)」(10月25日)。
- (25) 「張群發蔣介石宛電報(宥電)」(10月26日)、『迭肇事端』(五)。
- (26) 支那駐屯軍の秋季大演習については、安井三吉『盧溝橋事件』、研文出版、1993年、107-114頁。
- なお、蔣介石は、秋季大演習強行の報せを聞いて、「ああ！国はすでに国ではない！」と嘆き、日本側への不信感を募らせている(『困勉記』下、520頁、10月26日の条)。
- (27) 「日使館秘書須磨訪晤我外交部高司長談話要点」、『重要史料初編』(三)、678-679頁。
- (28) 上海福岡間航空連絡問題について、蔣介石は、張群に対して「その開始時期は附属書で規定するのが最もよい。この附属書は、華北における非合法飛行を停止した後、あらためて調印する。上海福岡間に就航する時期については必ず文書を交換する。さもなければ調印してはならない」(「蔣介石發張群宛電報(真機洛電)」(11月11日)、『革命文献拓影-統一時期・華北局勢与対日交渉』(下)、(台湾)国史館所蔵。(以下、『華北局勢与対日交渉』(下)と略す。))と指示していた。しかし、宋哲元が10月17日、「航空会社設立に関する交換文書」に調印していたため、この外交カードは事実上意味を失っていた。
- (29) 「日使館秘書須磨訪晤我外交部高司長談話要点」。
- (30) 「張群發蔣介石宛電報(支電)」(11月4日)、『重要史料初編』(三)、678頁。
- (31) 「戴笠發蔣介石宛電報(江戌電)」(11月3日)、『特交文電-日寇侵略之部・卵翼傀儡』(三)、(台湾)国史館所蔵。(以下、『卵翼傀儡』(三)と略す。))
- (32) 「沈鴻烈發蔣介石宛電報(虞電)」(11月7日)、『迭肇事端』(五)。
- (33) 「閻錫山發蔣介石宛電報(虞未參諜電)」(11月7日)、『卵翼傀儡』(三)。
- (34) 「須磨弥吉郎南京総領事發有田八郎外務大臣宛第896号電報」(11月6日發)、

『日本外交文書』Ⅱ-1-5-上、161頁。

- (35) 華北経済をめぐる日中関係については、拙稿「冀察政務委員会と華北経済をめぐる日中関係」、『言語文化』第15巻第2号、2013年1月、137-162頁。
- (36) 「張群発蒋介石宛電報（灰一電）」（11月10日）、『迭肇事端』（五）。
- (37) 少し後のこととなるが、蒋介石は、張群に対して、11月14日に続き11月21日にも、許世英と有田八郎の会談を見合わせるよう指示している。とくに後者では、「以後の交渉は、南京に重点を置き、許（世英）大使に東京で頻繁に有田（八郎）と会談させてはならない。外交手段、態度共あまり優れておらず〔不甚高名〕、相手方に利用されるだけで、われわれに無益である」と批判している（「蒋介石発張群宛電報（寒已機洛電）」（11月14日）および「蒋介石発張群宛電報（馬西機洛電）」（11月21日）、『籌筆-統一時期』（一六七）、（台湾）国史館所蔵。（以下、『籌筆』（一六七）と略す。））。
- (38) 「張群発蒋介石宛電報（灰一電）」（11月10日）。
この点について、席上、張群は、川越茂に対して、「防共問題に関しては、今年3月、自分は有田大使と3回にわたって会談したが、いずれも満洲問題を解決しなければ、共同防共問題を語ることはできないと述べた。ゆえに、今回わが方が提起した交換条件は、実に最低限度の条件であり、また、わが方の最大の譲歩でもある」とも述べている（「張群与川越大使談話摘要」（11月10日）、『資料匯編』、904頁）。
- (39) 「張群発蒋介石宛電報（真電）」（11月12日）、『迭肇事端』（五）。
- (40) 『困勉記』下、522-523頁、11月12日の条。
- (41) 同上、522頁、11月5日の条。
- (42) 「蒋介石発張群宛電報（灰已機洛電）」（11月10日）、『重要史料初編』（三）、680頁。
- (43) 高素蘭編『蔣中正總統檔案-事略稿本』第39巻、国史館、2009年、163頁、11月7日の条。（以下、『事略稿本』第39巻と略す。）
- (44) 「須磨弥吉郎南京総領事発有田八郎外務大臣宛第932号電報」（11月18日発）、『日本外交文書』Ⅱ-1-5-上、175頁。
- (45) 「張群発蒋介石宛電報（皓一電）」（11月19日）、『卯翼傀儡』（三）。
- (46) 「蒋介石発張群宛電報（篠午機洛電）」（11月17日）、『重要史料初編』（三）、681頁。
- (47) 「蒋介石発張群宛電報（號已機洛電）」（11月20日）、『華北局勢与対日交渉』（下）。
- (48) 秦孝儀主編『總統蔣公大事長編初稿』第三巻、1978年、353-354頁、11月

17日の条。

- (49) 「戴笠発蒋介石宛電報（養午電）」（11月22日）、『卵翼傀儡』（三）。
- (50) 軍令部「綏遠問題（支那特報第17号）」（12月28日）、島田俊彦・稲葉正夫編『現代史資料8日中戦争1』、みすず書房、1964年、601頁。（以下、『現代史資料8日中戦争1』と略す。）
- (51) 「傅作義発蒋介石宛電報（馬戌参電）」（11月21日）、『迭肇事端』（五）。
- (52) 「蒋介石発翁文灝・孔祥熙・張群宛電報（敬巳機洛電）」（11月24日）、『籌筆』（一六八）。
- (53) 「蒋介石発張群宛電報（敬未機洛電）」（11月24日）、『重要史料初編』（三）、683頁。

なお、張群は、11月26日に宣言を起案し、蒋介石の決済を仰いでいる（「張群発蒋介石宛電報（宥一電）」（11月26日）、『卵翼傀儡』（三））。成案は28日、外交部スポークスマン談話の形で発表された。

- (54) 「蒋介石発朱培徳・何応欽宛電報（敬巳機洛電）」（11月24日）、『華北局勢与対日交渉』（上）。
- (55) 「蒋介石発何成濬宛電報（有午機洛電）」（11月25日）、同上。
- (56) 「須磨弥吉郎南京総領事発有田八郎外務大臣宛第941号電報」（11月20日発）、『日本外交文書』Ⅱ-1-5-上、180頁。
- (57) 「湯恩伯発蒋介石宛電報（敬申電）」（11月24日）、『卵翼傀儡』（三）。
- (58) 「蒋介石発秦徳純・賀耀組宛電報（有午機洛電）」（11月25日）、『華北局勢与対日交渉』（上）。
- (59) 「閻錫山発蒋介石宛電報（有戌電）」（11月25日）、同上。
- (60) 「蒋介石発閻錫山宛電報（宥未機洛電）」（11月26日）、同上。

閻錫山は、察哈爾省北部方面での軍事作戦にはきわめて消極的で、蒋介石は、閻の姿勢について「犠牲を恐れ、商都への進攻を望んでいないが、戦争〔戦事〕を口実に六百万元もの大金を要求してくるとは、まったくお笑いである」と辛辣に批判している（『事略稿本』第39巻、307頁、11月26日の条）。

- (61) 「蒋介石発陳誠宛電報（宥酉機洛電）」（11月26日）、『籌筆』（一六九）。
- (62) 「蒋介石発陳誠宛電報（感午機洛電）」（11月27日）、『華北局勢与対日交渉』（上）。
- (63) 「関東軍司令部第二課高級参謀発梅津美治郎陸軍次官ほか宛電報」（11月28日）、『現代史資料8日中戦争1』、585頁。
- (64) 「閻錫山発蒋介石宛電報（漾酉電）」（11月23日）、『迭肇事端』（五）。

- (65) 「土肥原秦徳純協定」については、拙稿「察哈爾をめぐる日中関係－「土肥原秦徳純協定」の成立過程－」、『コミュニカール』第2号、2013年3月、91-117頁。

また、この頃蒋介石は、察哈爾省内の外国人居留民退去勧告の発表についても張群に指示を出しているが、これも「土肥原秦徳純協定」との関係を意識した展開となった。当初は、「察哈爾省内の外国人居留民について、退去を命じ、新聞発表すべきである……察哈爾・綏遠の土匪は猖獗で、地方（の治安）は悪化している。およそ察哈爾・綏遠方面両省境内の外国人居留民は、一律に退去すべきで、さもなければ政府は保護責任を負いかねる旨照会すべき」（「蒋介石発張群宛電報（號巳機洛電）」（11月20日）、『華北局勢与対日交渉』（下））というものであった。この指示は、直後に、「もし日本が、われわれの傀儡蒙古軍〔蒙偽匪軍〕掃討作戦に干渉しない旨声明を発表したなら、察哈爾省外国人居留民の退去についての照会は発しなくてもよい」（「蒋介石発張群宛電報（號未機洛電）」（11月20日）、同）こととなったが、その後、「日本側が、察哈爾省には宋哲元と土肥原の協定があり、わが通告の拘束を受けないとする声明を出すか否か、とくに注意しなければならず、先に通告を発しないのがよい。将来の状況の発展を見て、あらためて方法を定める方がよい」（「蒋介石発張群宛電報（漾申機洛電）」（11月23日）、同）と、きわめて慎重な姿勢に転換していた。

- (66) 軍令部「綏遠問題（支那特報第17号）」（12月28日）、『現代史資料8日中戦争1』、598頁。
- (67) 「松井張允榮協定」については、拙稿「「松井張允榮協定」一考－中国側資料の検討を通して－」、『安井三吉先生停年退官記念文集』、神戸大学国際文学部、2004年、93-103頁。
- (68) 「陳誠發蒋介石宛電報（江辰并電）」（12月3日）、『卵翼傀儡』（三）。
- (69) 「蒋介石發閻錫山宛電報（艷午機洛電）」（11月29日）、『華北局勢与対日交渉』（上）。
- (70) 同日、傅作義が、蒋介石に「辞修（陳誠）が、昨（28日）夜綏遠入りしたことについて、たいへん慌てている。鈞座（蒋介石）と閻（錫山）主任の間で早急に協議していただきたい」（「傅作義發蒋介石宛電報（艷午參電）」（11月29日）、『卵翼傀儡』（三））と申し入れを行っているが、蔣は、「以後の戦略の決定は百公（閻錫山）の意を尊重すべきである。時ここに至り、戦略はすでに進退攻守の余地があり、前線の軍事は百公が責任を負う」（「蒋介石發傅作義・陳儀宛電報（艷午機洛電）」（11月29日）、『籌筆』（一六九））

と、傅に対しても綏遠における作戦指導を闇に委ねた旨伝えている。

なお、綏遠事変は、百靈廟に続き錫拉木楞^{シヤムリン}を傅作義軍に占領されるなど、戦局の悪化に苦慮していた蒙古軍政府総裁の徳王（徳穆楚克棟魯普）^{ドムチョクドンロフ}が、西安事件発生を受け、12月18日に停戦の通電を發したことで、事実上終結した。

- (71) 「陳誠發蒋介石宛電報（宥亥并電）」(11月26日)、『華北局勢与対日交渉』(上)。
- (72) 「蒋介石發陳誠宛電報（感申機洛電）」(11月27日)、同上。
- (73) 「蒋介石發陳誠宛電報（感午機洛電）」(11月27日)、同上。

11月16日、蒋介石は、張樾亭（第29軍參謀長）に対して、賀耀組が北平入りしたら、宋哲元、秦德純（北平市長）、張治忠（天津市長）と懇談できる手筈を整えるよう要請している（「蒋介石發張樾亭宛電報（銑未機洛電）」(11月16日)、『籌筆』（一六八））。

- (74) 「何応欽發蒋介石宛電報（東午秘電）」(12月2日)、何応欽將軍九五紀事長編編輯委員会『何応欽將軍九五紀事長編』上、黎明文化事業股份有限公司、1984年、487-488頁。

なお、蒋介石は、張群に対して、宣伝部と協議して、綏遠抗戦勝利を受けて沸き立った世論を鎮静化させるよう指示している（「蒋介石發張群宛電報（冬辰機洛電）」(12月3日)、『籌筆』（一七〇））。

- (75) 「張群發蒋介石宛電報（冬七電）」(12月2日)、『卵翼傀儡』(三)。
- (76) 「蒋介石發張群宛電報（江申機洛電）」(12月3日)、『籌筆』（一七〇）。
- (77) 「須磨弥吉郎南京総領事發有田八郎外務大臣宛第998号電報」(12月4日發)、『日本外交文書』II-1-5-上、202頁。
- (78) 「西春彦青島総領事發有田八郎外務大臣宛第277号電報」(12月3日發)、同上、480-481頁、および「朱培德發蒋介石宛電報（佳高一電）」(12月9日)、『迭肇事端』(五)。
- (79) 「須磨弥吉郎南京総領事發有田八郎外務大臣宛第998号電報」(12月4日發)、『日本外交文書』II-1-5-上、202頁。
- (80) 同上、203頁。
- (81) 「須磨弥吉郎南京総領事發有田八郎外務大臣宛第948号電報」(11月24日發)、同上、184頁。
- (82) 「須磨弥吉郎南京総領事發有田八郎外務大臣宛第998号電報」(12月4日發)、同上、203-204頁。
- (83) 「南京交渉ニ対スル今後ノ方針」(12月5日)、同上、204-205頁。
- (84) 「須磨弥吉郎南京総領事發有田八郎外務大臣宛第1001号電報」(12月4日

- 発)、同上、206 頁。
- (85) 「蔣介石発張群宛電報 (微辰機陝電)」(12 月 5 日)、『重要史料初編』(三)、687 頁。
- (86) 「蔣介石発張群宛電報 (微酉機陝電)」(12 月 5 日)、同上、688 頁。
- (87) 「蔣介石発張群宛電報 (魚辰機陝電)」(12 月 6 日)、『華北局勢与対日交渉』(下)。
- (88) 「張群発蔣介石宛電報 (齊二電)」(12 月 8 日)、同上。
- (89) 『困勉記』下、525 頁、11 月 28 日の条。

Kawagoe-Zhang Talks and Suiyuan Incident

张群・川越茂会谈与绥远事变

Naotaka UCHIDA

Keywords: Sino-Japanese War, Shigeru Kawagoe, Zhang Qun,
Suiyuan Incident, Fu Zuoyi

1936年9月至12月以张群外交部长和川越茂驻华大使为中心的中日两国外交官在南京多次举行有关邦交正常化的会谈。本稿对这些会谈进行了考察，其中特别是重点考察了从10月8日举行的蒋介石・川越茂会谈到12月底之间的一系列会谈，详细地解析了11月发生的绥远事变对这些中日谈判的影响和后果。

蒋中正档案和阎锡山档案在台湾公开以后，有关绥远抗战的研究成为了两岸最热门的研究课题之一。对中国来说，当时在绥远的对手主要是伪蒙古军，但是伪蒙古军和推进“内蒙分离工作”的关东军之间关系很密切，所以一直以来，绥远抗战胜利被赋予了很高的评价。其被重视的程度与首次在抗日战争中获得胜利几乎等同。

可是在以往的研究中，对绥远抗战的主体、作战指导等的一些重要问题的研究还缺乏实证，特别是大陆的研究成果大都是揭示了傅作义和中国共产党的关系，仅是高度评价了傅的抗日意识和作战指导而已。但是，近年在大陆也陆续发表了分析国民政府档案的论文。有的学者指出，“绥远抗战就其主要作战而言，其实并无中央军直接参与。但此战役从始至终都是在蒋的主导之下进行的。”从而积极评价了蒋介石在绥远抗战中的主导作用。但是，时刻变化的绥远局势对在南京举行的中日会谈之影响这一课题并未得到充分的研究。

其实在绥远的军事冲突对张群・川越茂会谈产生了极大的影响，蒋介石和川越茂等负责人都考虑到了最严重的后果。但是，该会谈并没有发生交涉决裂和断交等严重事态。反而是1937年7月7日发生的卢沟桥事变将中日战争扩大到全国范围。研究这两个事变之间到底有怎样的差异，对解析中日两国进入全

面战争的过程有非常重要的意义。

本文首先明确指出当时中日谈判中的焦点所在之后，分析了当时的中日双方的档案，考察了国民政府对日调整政策的过程。其次明确指出了国民政府一方面推进对日交涉，一方面准备绥远抗战的事实。最后探讨并解析了中日谈判陷入僵局后，绥远事变最终没有发展到全面战争的原因。